

住民票の写し等の第三者交付に係る「本人通知制度」について

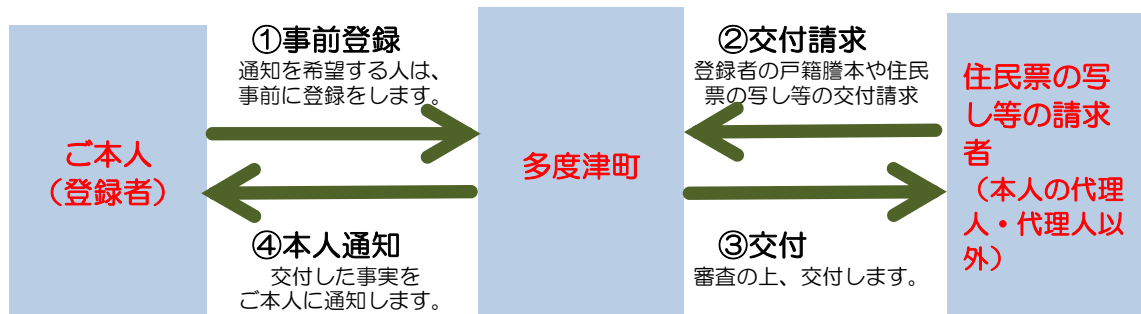
多度津町では、平成24年7月1日から本人通知制度を実施しています。

※この制度の利用には、事前登録が必要です。利用を希望する方は、多度津町住民環境課窓口で事前登録（手続き）をしてください。登録は無料です。

本人通知制度とは？

本人通知制度は、事前に登録した人の戸籍謄抄本や住民票の写しなどを第三者（本人の代理人または代理人以外の人）に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に郵送により通知する制度です。

本人通知制度の流れ



本人通知制度の目的

本人通知制度の実施により、戸籍謄抄本や住民票の写しなどが第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、万一、不正な取得である疑いがあれば、交付請求書の開示請求などにより早期に事実関係を究明するきっかけとなります。

また、この制度が広く周知されることで、委任状の偽造や不必要な身元調査などの未然防止につながります。住民みなさまの個人情報の不正請求を抑止し、不正取得を防止するために、ぜひ事前登録を行ってください。

登録できる人

◆多度津町に住民登録がある人（過去にあった人）

◆多度津町に本籍がある人（過去にあった人）

※制度が利用できるのは、登録された方に限ります。同一の戸籍や住民票などに記載のある方でも、登録をしなければ対象となりません。

登録に必要なもの

◆多度津町本人通知制度事前登録申込書

◆窓口に来られる人の本人確認書類

（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など）

◎法定代理人（未成年者の保護者や成年後見人）の場合

戸籍謄本等法定代理人の資格を証するもの（多度津町内に本籍があり、町で法定代理人の資格が確認できる場合は不要です。）

◎その他の代理人の場合

・代理人の「本人確認書類」 ・委任状（登録者本人が自署、押印したもの）

※家族の方が代わって申し込まれる場合も委任状が必要です。

◎郵送で手続きをする場合

遠方や疾病その他やむを得ない理由で窓口に来られない場合は、郵送での手続きも可能です。その場合は、上記の書類（本人確認書類は写し）を同封して下記まで送付してください。

〒764-8501

香川県仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号 多度津町役場住民環境課 住民係

登録期間

登録期間は無期限です。

登録者への通知

第三者に戸籍謄抄本や住民票の写しなどを交付した場合、登録した人に通知を送付します。

①通知対象となる証明書

- ◆住民票の写し
 - ◆住民票記載事項証明書
 - ◆戸籍の附票の写し
 - ◆戸籍謄本・抄本
 - ◆戸籍記載事項証明書
- ※消除された住民票・戸籍の附票、除かれた戸籍も含まれます。

②通知対象とならない請求

- ◆本人、同一世帯員からの住民票の写し（記載事項証明書）の請求
（血縁者でも別世帯の方は第三者とみなしますので、同一住所でも登録している世帯が別になっている方が取得した場合は、通知の対象となります。）
- ◆本人、同一戸籍に記載されている方、配偶者及び直系の尊属卑属からの戸籍・関係証明書の請求
（実の兄弟姉妹でも、婚姻後では別の戸籍となるため、通知の対象となります。）
- ◆国や地方公共団体からの公用請求

③通知内容（通知書に記載する内容）

- ◆交付年月日
- ◆交付証明書の種別及び通数
- ◆交付請求者の種別（本人の代理人又は第三者の別）
※交付請求者の住所・氏名等は通知しません。

※通知内容についてさらに詳しく確認をしたい場合は、多度津町個人情報保護条例の規定に基づく開示請求をすることができます。

ただし、開示される情報の内容は、多度津町個人情報保護条例の規定の範囲内となります。

登録の廃止

登録期間中に登録を廃止するときは、多度津町本人登録制度事前登録（変更・廃止）届出書を提出してください。

登録者が死亡、居所不明などのため住民票が消除されたとき、通知先が把握できなくなり、通知書が返戻されたときには登録は廃止されます。

お問い合わせ先：

多度津町住民環境課 住民係

電話 0877-33-4480

受付日時 ： 月曜日から金曜日まで（町の休日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで